



いじめ・不登校対策について

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課
生徒指導室 室長補佐 上久保 秀樹



文 部 科 学 省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

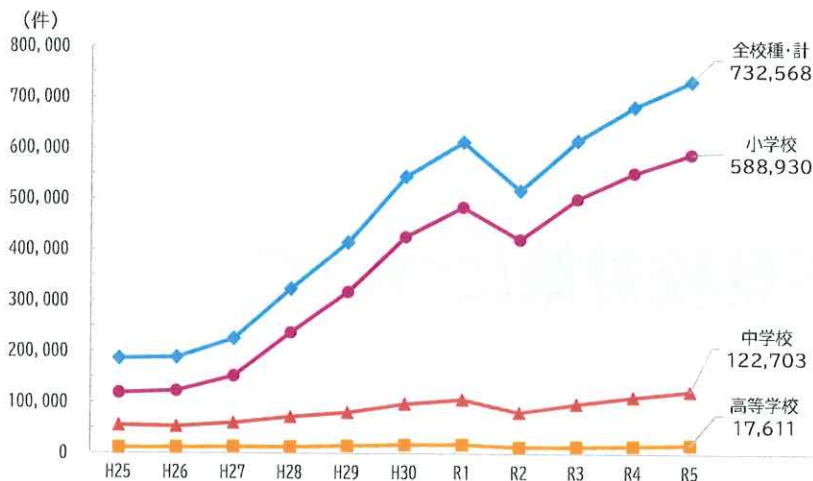
いじめ対策について



文 部 科 学 省

いじめの状況について（令和5年度）

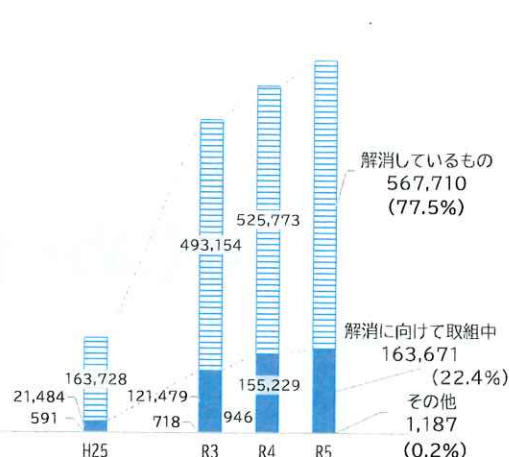
いじめの認知件数の推移



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1	588,930 96.5
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3	122,703 38.1
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9	17,611 5.5
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7	3,324 22.3
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3	732,568 57.9

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

いじめの解消状況の推移(各年度末時点)

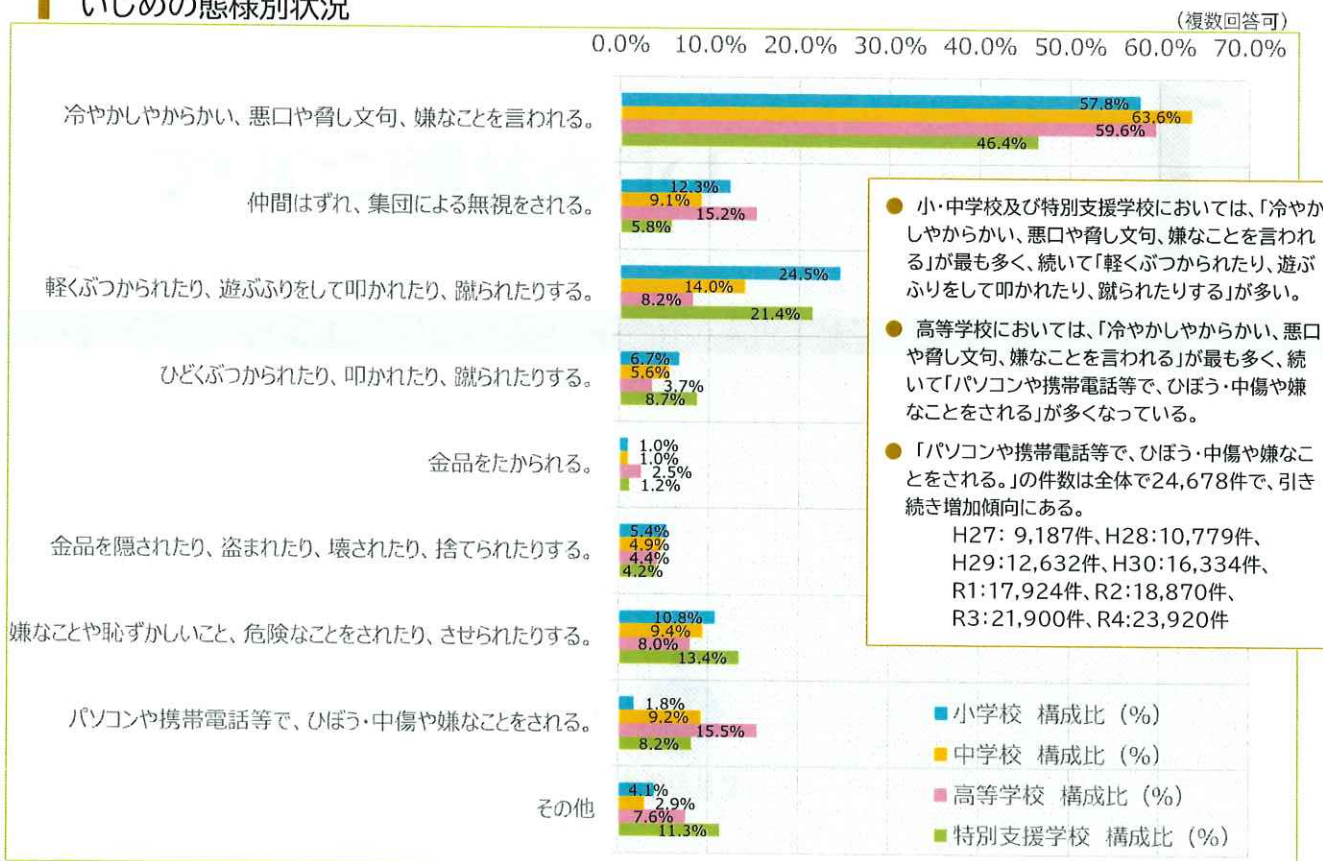


- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度に比べ50,620件(7.4%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは567,710件(77.5%)であった。

2

いじめの状況について（令和5年度）

いじめの態様別状況



3

いじめの重大事態について（令和5年度）

- 重大事態の発生件数は、1,306件（前年度919件）。
うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは648件（前年度445件）、同項第2号に規定するものは864件（前年度616件）である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定し、令和6年8月に改訂を行った。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。

4

いじめ防止対策推進法【概要】 ①（平成25年法律第71号）

第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）を定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策

- 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

5

第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※1）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - （※1）
 - 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※2）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。

（※2）公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

6

いじめ対策における

国・地方公共団体・設置者・学校（教職員）・保護者の主な役割

	★「いじめ防止基本方針」の策定 【法第11条】 ○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施
地方公共団体 	◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第12条】 ※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第14条第1項】 ○地域の状況に応じた施策の策定・実施
学校の設置者 	※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 【法第14条第3項】 ★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施 【法第24条】 ○いじめの防止等のために必要な措置の実施
学校・教職員 	★「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第13条】 ★「学校いじめ対策組織」の設置 【法第22条】 ★いじめに対する措置 【法第23条】 ○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処
保護者 	◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 【法第9条第1項・第3項】 ★児童等の保護 【法第9条第2項】 ○子の教育についての第一義的責任

★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

2

不登校対策について

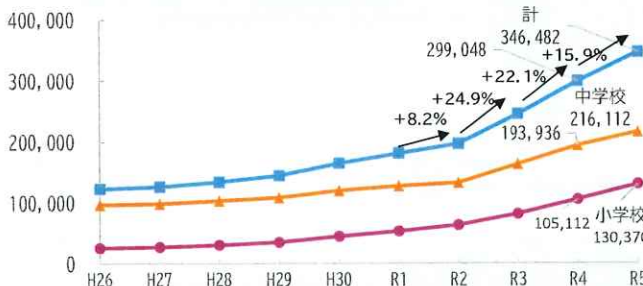


文部科学省

不登校の状況について (令和5年度)

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- ・不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少(R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は着実に増加(R3 156,009→R4 184,831→R5 212,114)
- ・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない者は、134,368人(38.8%)
- ・うち、119,699人(89.1%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた
- ・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移

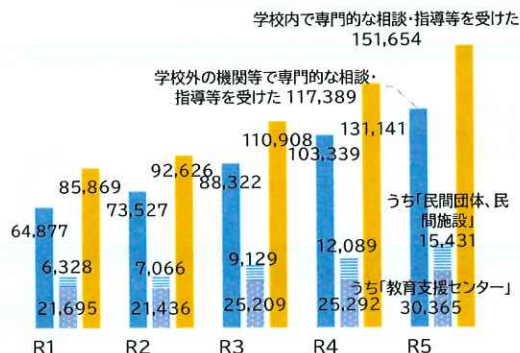


小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

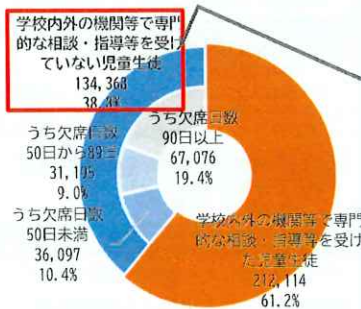
	項目	人数	割合
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	111,631	32.2%
2	不安・抑うつ等の相談があった	80,192	23.1%
3	生活リズムの不調に関する相談があった	79,638	23.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	52,547	15.2%
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	45,972	13.3%

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※不登校児童生徒数に対する割合

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者



不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを旨とし、以下の3つの柱を推進することにより、**誰一人取り残されない学びの保障**を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様な学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。**学校の風土を「見える化」**して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



10

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

95億円
89億円
※内数を除く



令和6年度補正予算額 4億円

- ・不登校児童生徒は、小・中・高で約42万人にのぼり、過去最多の状況。
- ・小・中学校における不登校児童生徒のうち、約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けられていない。
- ・令和5年3月、文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。

(★)については令和6年度補正予算において措置

不登校の児童生徒全ての
学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる
環境を整えます。



- 学びの多様な学校(※)の設置促進** ※令和5年8月に名称変更
- ・学びの多様な学校の**設置準備**(補助上限約500万円)及び令和6年度以降に指定される学びの多様な学校の設置後の**運営支援**(補助上限約400万円) 1.4億円(1.3億円)
 - ・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置(義務教育費国庫負担金)(学びの多様な学校に対する教職員の優先的な加配措置)
 - ・公立小中学校施設整備 691億円の内数(683億円の内数)

- 校内教育支援センターの設置促進**
- ・校内教育支援センター支援員の配置【新規】 4億円

- 教育支援センターの機能強化**
- ・教育支援センターの**アウトリーチ支援体制の強化** 0.7億円(0.3億円)
 - ・メタバースを活用した不登校支援 1.3億円の内数(1.3億円の内数)

- 多様な学びの場、居場所を確保等**
- ・不登校児童生徒支援協議会の設置 0.1億円(0.1億円)
 - ・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実 1億円(0.9億円)
 - ・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 0.8億円の内数(0.7億円の内数)
 - ・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 1億円の内数(1.2億円の内数)
 - ・不登校・いじめ対策の効果的な活用の促進に向けた調査研究(★) 1億円
 - ・経済的に就学困難な児童生徒への経済的支援の在り方に関する調査研究 0.1億円(0.1億円)
 - ・幼児教育の学び強化事業 0.7億円の内数



心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。



- 「チーム学校」による早期支援を推進**
- ・SC・SSWの配置及び**重点配置校数の拡充** 86億円(84億円)
 - ・心理・福祉に係る教師向け研修に関する調査研究 0.1億円(0.1億円)
 - ・心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業【新規】 0.3億円
 - ・発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 0.9億円の内数

- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援**
- ・保護者支援体制の強化(★) 1億円
 - ・SC・SSWの配置(再掲)



学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」
場所にします。

- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善(子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)**
- ・校内教育支援センター支援員の配置(再掲)
 - 快適で温かみのある学校としての環境整備**
 - ・公立小中学校施設整備(再掲)



11

(担当: 初等中等教育局児童生徒課)

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（抄）

令和5年11月17日付け5文科初第1505号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」別紙より

1. 令和元年10月25日付け通知について

（略）

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、**児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、**
 - ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、**学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、**
- 等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、
- ・ **学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、**
 - ・ **既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、**
- 等を示しているものである。

2. 学校教育の意義及び在り方について

（略）

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、**実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。**こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、**不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。**

12



文部科学省

こども そうだん まどぐち 子供のSOSの相談窓口

ふあん なや ひどり なや そうだん
不安や悩みがあるときは、一人で悩まず、いつでも相談してください。

こちからアクセス

こんな相談窓口があります



24時間子供SOSダイヤル

（通話料無料）

なや み いおう
0120-0-78310



SNSで相談する

SNSで相談できる窓口をご紹介します。
悩みの内容などに合わせて、
気軽に相談してみてください。



くわしくはこちら



でんわ 電話で相談する

電話で相談できる窓口をご紹介します。
悩みの内容などに合わせて、
気軽に相談してみてください。



くわしくはこちら



じもと 地元の相談窓口を探す

児童生徒本人が相談できる窓口や、
保護者が相談できる窓口をご紹介します。
気軽に相談してみてください。



くわしくはこちら

きゅうじつ 休日に相談できる窓口を探す

休日でも相談できる窓口をご紹介します。



24時間相談できる窓口を探す

24時間相談できる窓口をご紹介します。



13

文部科学省 不登校に関する地元の相談窓口 検索



(例) 相談窓口に関する情報、不登校の保護者の会に関する情報

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

[トップページ](#)

保護者の皆様、支援者の皆様、相談先にお困りの方は、以下より都道府県を選びリンク先のページから相談窓口をご確認ください。

北海道・東北エリア

関東エリア

中部エリア

困ったときは相談してください。

不登校に関する相談窓口

①不登校に関する相談窓口

[illegible]

(2) SNS(LINE)相談窓口

名称	概要
お母さんのほけんしつ	保護者の方向けの無料LINE相談窓口

登録するページの① ②

- ① 情報が集約される
- ② 相談者がどこに

③不登校の保護者の会

名称	概要	連絡先
大田県市町村 児童センター 「保護者の会」	市内在住で、半登校の 小・中学生の子育て をされている保護者の の連絡先。子育て悩み についての相談や情 報交換ができる場です。	TEL : 0287-22-5884 TEL : 0287-22-2801(平日5時～15時) FAX : 0284-6047(大田市会) E-mail: kousakukai@city.odaiba.jp

文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN